

事務センターだより

第13号 H29.11.17



文責 鶴山（山田小）



学校防災について



12月8日（金）は期末勤勉手当支給日です。
H29.11.15日現在

	支給割合	
	6月	12月
期末手当	1.225	1.375
勤勉手当	0.800	0.800
合計	2.025	2.175

※ 再任用、臨採の先生、平成29年6月2日～平成29年12月1日の間に育休等休職期間がある方は勤務期間により支給率に相違があります。詳しくは事務職員までお尋ねください。

※ 期末勤勉手当から**共済掛金**が差し引かれます。その金額は、
「標準期末手当等の額」（その月に支給された期末手当等の額を合計し、1000円未満の端数を切り捨てた額）
×
保険料・掛金の率

※ **所得税**も毎月の給料とは違った計算式で差し引かれます。期末勤勉手当支給総額から共済掛金を差し引いた金額を「賞与に対する源泉徴収税額表」なるものに当てはめて税額が決定されます。



今年の7月に、事務職員3年目研修会がありました。その中で、防災についての講話がありました。簡単ではありますが、まとめたいと思います。

- **そもそも防災とは**
災害を未然に防止し、
災害が発生した場合に被害の拡大を防ぎ
災害の復旧をはかること
（災害対策基本第1章第2条）

以上のことから

防災の本質は「予防」にある



- **職員として肝に銘じておくべきこと**
 - 1 防災は、全職員で対応すべきもの
（担当者だけの仕事ではない）
 - 2 防災での**失敗**は、人の命に関わる
その**失敗**は、無関心から始まる
- **災害に対しての覚悟**
自らの命は“自ら”が守る、が基本
（“自ら”＝自分・家族・地域・学校）
 - ・ 予防を重視
 - ・ 「物」と「行動」の準備
 - ・ 職員全員で自助・共助精神の醸成
（地域住民を巻き込んだ共助）

